

# 富士見町立富士見中学校PTA会則

## 第1章 総則

第1条 本会は富士見町立富士見中学校PTAと称する。

第2条 本会は事務局を富士見中学校内におく。

第3条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭と学校が協力して、心身とも健やかな生徒の育成を図ると共に、家庭、学校、社会における教育の振興に努める。
2. 家庭と学校とが一体となり、生徒の教育について理解し協力推進する。
3. 学校の教育的環境の整備を図る。
4. 会員の社会的教養を高める。

第4条 本会は次の諸項を方針とする。

1. 本会は教育を本旨とする自主的団体として活動する。
2. 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び関係機関と協力する。

## 第2章 会員

第5条 本会は富士見中学校生徒の保護者及び教職員をもって会員とする。

## 第3章 役員

第6条 本会は下記の役員をおく。

### 1. 本部役員

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名

富士見町立富士見中学校申し合わせ事項により  
選出する。1名は学校長がこの任にあたる。

(3) 理事 10名

|       | 部長 | 副部長 | 担当職員 |
|-------|----|-----|------|
| 校外指導部 | 1名 | 1名  | 1名   |
| 教養部   | 1名 | 1名  | 1名   |
| 学年学級部 | 1名 | 2名  | 1名   |

(4) 監事 2名

前年度本部役員より選出する。

(5) 事務局 若干名

(内 1名は教頭)

### 2. 各部役員(部員)

(1) 校外指導部役員

各地区長が校外指導部役員を兼ねる。

(2) 教養部役員

各学級より 1名を選出する。

(3) 学年学級部役員

各学級より 正副役員各1名を選出する。

第7条 役員を選出方法は細則で定める。

第8条 役員任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 理事は正副会長を助け、会務を審議執行する。
4. 監事は本会の経理並びに事業について随時監査を行う。
5. 事務局は庶務一般事務及び会計を司る。

## 第4章 総会

第10条 本会は毎年2回の定期総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

但し、緊急の場合は理事会を総会に代える事ができる。総会は次の機能をもつ。

1. 予算、決算の決議承認。
2. 会則の変更。
3. 各種原案の審議決定。
4. 役員承認。
5. その他必要な事項。

## 第5章 理事会

第11条 理事会は正副会長、理事、事務局をもって構成し、次の機能をもつ。

1. 総会の決定事項の実行処理。
2. 各種原案の作成。
3. その他 本会運営に関する事項の審議処理。
4. 本会は理事会の決議により、顧問を置く事ができる。  
顧問は、会長の願いに応じ各種会議に出席し、本会運営に関して助言及び協力をする。

## 第6章 部会

第12条 正副部長が企画運営の中心となり、事業遂行のために理事会に提案する。

1. 校外指導部  
校外生活について、学校職員及び関係団体の協力を得て、地域に即した実践、指導を行う。
2. 教養部  
会員相互の研究修養、生徒の文化活動を側面的協力等、本会の文化事業の促進充実を図る。
3. 学年学級部  
学年・学級懇談会の計画・運営を行い、PTA活動の充実を図ると共に、本部役員と連携し、学年・学級の諸問題について協議する。又、研修会等への参加及び必要な活動を実施し生徒の学校生活向上を図る。

## 第7章 会計

第13条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 附 則

1. 会長が必要と認めた場合は、実行委員を委嘱することができる。
2. 会則改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。
3. この会則を実施するために必要な細則は別に定める。

## 富士見町立富士見中学校PTA細則

第1条 会費は一家庭を単位とし、年額2,000円とする。

納入方法は地区集金方法にあわせて地区毎に納入する。

転校、転入時は、月割にて事務局にて処理をする。

第2条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長、校外指導部・教養部の部長、副部長は、ブロック(\*1)の会員中より選出する。  
(\*1:富士見町立富士見中学校PTA申し合わせ事項 学区内ブロック表を参照)
2. 学年学級部の部長・副部長選出は、部長は3学年、副部長は1、2学年とする。

第3条 地区長は、地区での中学生の活動を支援し本部役員と連携する。

1. 地区長は、原則として各地区において会員中より1名を選出する。

第4条 特別会計

1. 特別会計は、周年事業の他、理事会で承認された特別の支出を目的とする。
2. 毎年度、富士見中学校予算より特別会計として繰り入れる。
3. 積立金額は、毎年度、理事会で決定し、総会の予算案で承認を受け、特別会計報告は、後期PTA総会でPTA中間決算報告とともに承認を受ける。

## 富士見町立富士見中学校PTA申し合わせ事項

### 1. 地区選出役員に関する申し合わせ事項

(1) 役員選出に当たり、学区内を4ブロックとして構成する。

(2) 会長、副会長、校外指導部・教養部の部長、副部長の選出は、年度毎に次の順序によって選出とする。

\* 学区内ブロック表とブロック構成地区表

| 輪番 | 会 長  | 副 会 長 |      |               | 校 外 指 導 部 |      | 教 養 部 |      |
|----|------|-------|------|---------------|-----------|------|-------|------|
|    |      | 男 性   | 女 性  | 郡 P、町 P<br>担当 | 部 長       | 副部長  | 部 長   | 副部長  |
| ④  | 富士見① | 本 郷   | 富士見② | 境・落合          | 境・落合      | 富士見① | 本 郷   | 富士見② |
| ①  | 境・落合 | 富士見①  | 本 郷  | 富士見②          | 富士見②      | 境・落合 | 富士見①  | 本 郷  |
| ②  | 富士見② | 境・落合  | 富士見① | 本 郷           | 本 郷       | 富士見② | 境・落合  | 富士見① |
| ③  | 本 郷  | 富士見②  | 境・落合 | 富士見①          | 富士見①      | 本 郷  | 富士見②  | 境・落合 |

| ブロック | 地 区  |
|------|--|
| 富士見① | 御射山神戸・栗生・大平・松目・原の茶屋・若宮・木の間・花場・横吹・休戸・富士見                    |
| 富士見② | とちの木・南原山・富原・富士見ヶ丘・塚平・富ヶ丘・富里・富士見台                           |
| 本 郷  | 乙事・立沢・立沢広原・瀬沢新田・桜ヶ丘  |
| 境・落合 | 小六・高森・信濃境・池袋・田端・先達・葛窪・境広原<br>下蔦木・上蔦木・神代・烏帽子・平岡・机・先能・瀬沢・大武川 |

(3) 選出については以下のように行う。

1. ブロック内は細かく分けず、ブロック内全体で選出する。
2. ブロック内全員出席にて選出を行う。
3. 会長に近い役員より選出するが、立候補者があある場合、2度目であっても構わない。
4. 立候補者が無い場合、下記の免除対象者を抜いた状態で話し合い、決まらない場合、くじ引きで決める。不参加の免除対象外の方の分は、他の方が代わりにくじ引きに参加する。  
《免除対象者》
  - A) これまでに各小学校(富士見・本郷・境・落合)、各中学校(富士見・高原・南)で会長・副会長に選出された事がある方。
  - B) これまでに富士見中学校において、校外指導部の部長・副部長、教養部の部長・副部長、学年学級部の部長・副部長に選出された事がある方。
  - C) 該当年度、兄弟姉妹関係において、小学校・高等学校の会長・副会長に選出された方。
  - D) 該当年度、1～3年の地区内在校生が1名の場合(地区長を兼ねることは無理なため)。
  - E) その他の理由により、参加する PTA 会員の半数が免除を了解した場合。

### 2. 学級選出役員に関する申し合わせ事項

(1) 学年学級部員・教養部員は次の方法で選出する。

① 各学年共、学級毎に、各学級部員(正・副各1名)教養部員(1名)の計3名を選出する。

② 新3学年は、2学年2月末日までに選出する。

③ 新2学年は、クラス編成があるため、4月の始業式後速やかに選出する。

④ 新入生は、入学式後直ちに選出する。

⑤ 次に該当する方は、選出より除く。

(a) これまでに本校において本部会長、副会長、校外指導部正副部長、教養部正副部長、学年学級部正副部長に選出された方。

(b) 該当年度において校外指導部(地区長)に選出された方。

(c) 該当年度、兄弟・姉妹関係において小学校、高等学校のPTA本部役員に選出された方。

(d) 該当年度、兄弟・姉妹関係において学年学級部員、教養部員に選出された方。

(e) 該当の生徒において学年学級部員、教養部員を経験した方。

(f) その他の理由により、参加している学級 PTA 会員の半数が免除を了解した場合。

# 富士見町立富士見中学校PTA慶弔規定

第1条 本会の慶弔規定は次のとおりとする。

1. 慶事

(1) 会員である学校職員が結婚した場合は、祝儀として5,000円と祝電をおくる。

2. 弔事

(1) 会員が死亡した場合は、本会より5,000円と弔電をおくり、弔意をあらわす。

(2) 在学中の生徒が死亡した場合は、本会より5,000円と弔電をおくり、  
会長、学級長が弔問して弔意をあらわす。

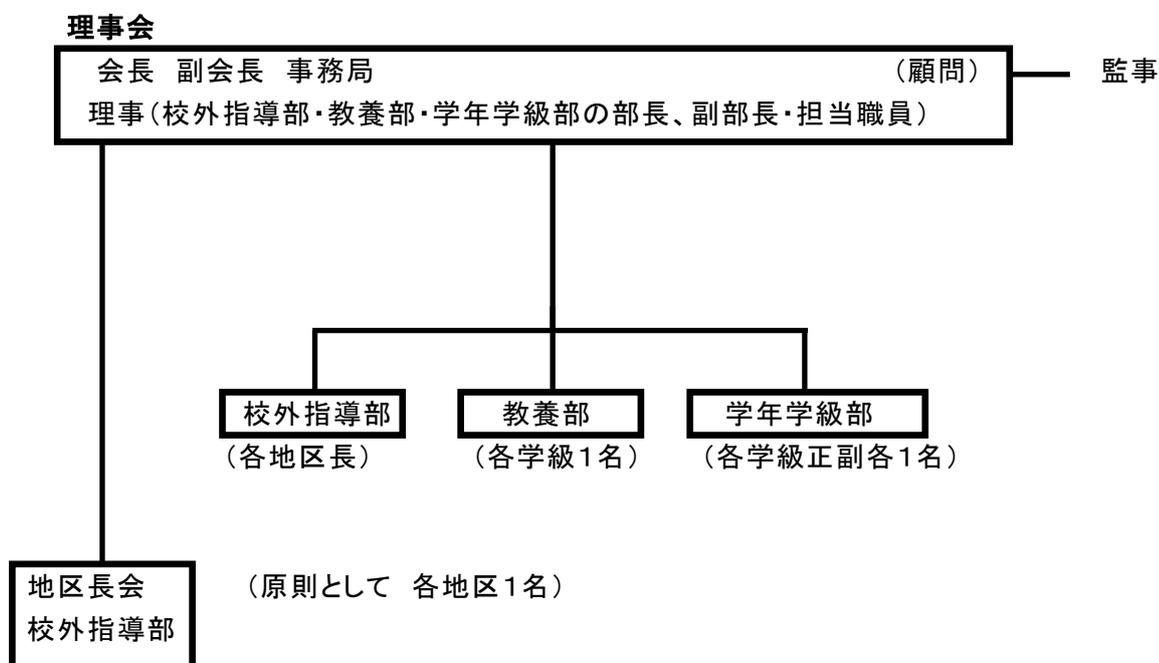
3. 転退職送別金

(1) 学校職員が転退職する場合は、記念品代として2,000円をおくる。

第2条 富士見中学校教育の進展及び本会に功労のあった者には、  
理事会の協議によって表彰する。

第3条 その他特別な場合は、会長、副会長の協議によって決める。

## 富士見中学校PTA組織図



補則

平成22年04月24日 富士見中学校PTA会則 新規制定 承認、施行

平成22年10月29日変更承認、施行

第3章 第6条(2) 副会長3名から4名

第3章 2 校外指導部員、教養部員選出変更

平成23年4月23日追加承認、施行

細則 第4条追加

平成29年4月28日変更承認、施行

細則 第1条の会費減額 2,400円から2,200円へ

平成31年4月26日変更承認、施行

慶弔規定 第1条3(1)の記念品代減額 3,000円から2,000円へ

**令和2年5月1日変更承認、施行**

**細則 第1条の会費減額 2,200円から2,000円へ**